

報道関係者 各位

令和5年12月25日（月）

【照会先】

青森労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 南 士氏

地方障害者雇用担当官 澤田 晃式

（直通電話）017-721-2003

障害者雇用についてのオンライン説明会の開催について

～障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます～

昨年12月に障害者雇用促進法が改正され、一般事業主の法定雇用率は令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%と段階的に引き上げられます。これに伴い、常用労働者を令和6年4月には40.0人以上、令和8年7月には37.5人以上雇用している事業主においては、1名以上の障害者雇用が義務となります。また、令和7年4月には除外率※が10%引き下げられます。

青森労働局（局長 井嶋 俊幸）では、障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」の実現に向け、県内企業において障害者雇用の経験やノウハウが不足している事業主が具体的な取組をはじめられるように、オンライン説明会を開催します。

※障害者の就業が困難であると認められる業種について雇用義務を軽減する制度

○ はじめての障害者雇用オンライン説明会（別添資料 No. 1）

【日時】令和6年1月29日（月）～令和6年1月31日（水）各日14時～16時

【内容】① 障害者雇用の進め方～「ともに働く」を当たり前に～

- ・ 障害者雇用の現状 ・ 障害者雇用促進法の概要
- ・ 障害者雇用の進め方と環境づくり

② 障害者雇用の実際 特別支援学校の取組

【添付資料】

資料 No. 1 はじめての障害者雇用オンライン説明会 リーフレット

資料 No. 2 障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化について

Zoom開催！

資料No.1

はじめての障害者雇用 オンライン説明会

1/29
(月)

1/31
(水)

雇用率、除外率って？

障害者の雇用が
はじめてで不安…

何かからはじめれば
いいの…

障害者雇用で使える
支援制度は？

どこに問い合わせればいいのか？

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

令和6年4月1日から、障害者雇用促進法に基づき、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。青森労働局では、以下の日程により、障害者雇用をはじめての事業所を主な対象としたオンライン説明会を実施します。説明会では、障害者雇用促進法の概要や障害者雇用の進め方、障害者雇用の実際について説明します。Webによりお申込みください。

日時 令和6年1月29日（月）～1月31日（水）

いずれも14時～16時 **(各回定員80社)**

1社につき、接続は1つまでとさせていただきます。

申込方法

- Webで申込 申込方法については裏面をご覧ください。
- 申込開始日時：令和5年12月25日（月）9時00分
- 申込締切日時：令和6年1月19日（金）17時
- 締切日前に定員に達した時点で受付終了となりますのでご了承ください。

説明会の内容

- ① はじめての障害者雇用～「ともに働く」を当たり前～
 - 障害者雇用の現状
 - 障害者雇用促進法の概要
 - 障害者雇用の進め方と環境づくり
- ② 障害者雇用の実際 特別支援学校の取組

お問い合わせ先 青森労働局 職業安定部 職業対策課 (TEL：017-721-2003)

参加申込方法（12/25（月）9：00から受付開始）

1. 青森労働局HPの「はじめての障害者雇用オンライン説明会 特設ページ」へアクセス。
（下記のURLを入力、青森労働局HP内「はじめての障害者雇用」で検索、
または二次元（QR）コードから）



https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_01073.html

2. 参加希望日を選択し、Zoomミーティング登録を行う。
※参加希望日をクリックすると、Zoomのミーティング登録画面にページ移動します。

1月19日（金）17時に申込を締め切ります。

なお、申込締切日前に定員に達した時点で申込を終了いたしますのでご了承ください。

参加申込後の流れ

1. 申込が完了しますと、登録されたメールアドレスあてに、「ミーティングID、パスコード」が送信されます。
2. 当日の説明資料につきましては、1月19日（金）までに青森労働局HPの「はじめての障害者雇用オンライン説明会 特設ページ」（URL・二次元コードは上記と同じ）へ掲載いたします。参加者様にてダウンロードし、ご用意ください。紙媒体の送付は行いませんのでご了承ください。（当日はZoom説明画面にも資料を映します。）

注意事項

- ◆ 説明会の録音や録画、撮影、資料の二次利用、詳細内容のSNS等への投稿は固くお断りいたします。
- ◆ キャンセルされる場合には、職業対策課宛お電話（TEL：017-721-2003）にてご連絡をお願いいたします。
- ◆ お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営ほか青森労働局内の障害者雇用支援業務以外には使用いたしません。
- ◆ Zoomに関する使用方法は、本説明会主催者ではお答えしておりませんので、ご了承ください。
- ◆ 当日は、安定した通信環境でご参加ください。通信環境や回線状況により、音声や映像が乱れる、画面がフリーズする等、ご視聴いただけない場合があります。
- ◆ 説明会参加時のスクリーンネームは、企業や個人を特定しないもので構いません。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。